

愛知県立津島高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、**教育相談委員会が「いじめ・不登校対策委員会」を兼ねる。**

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

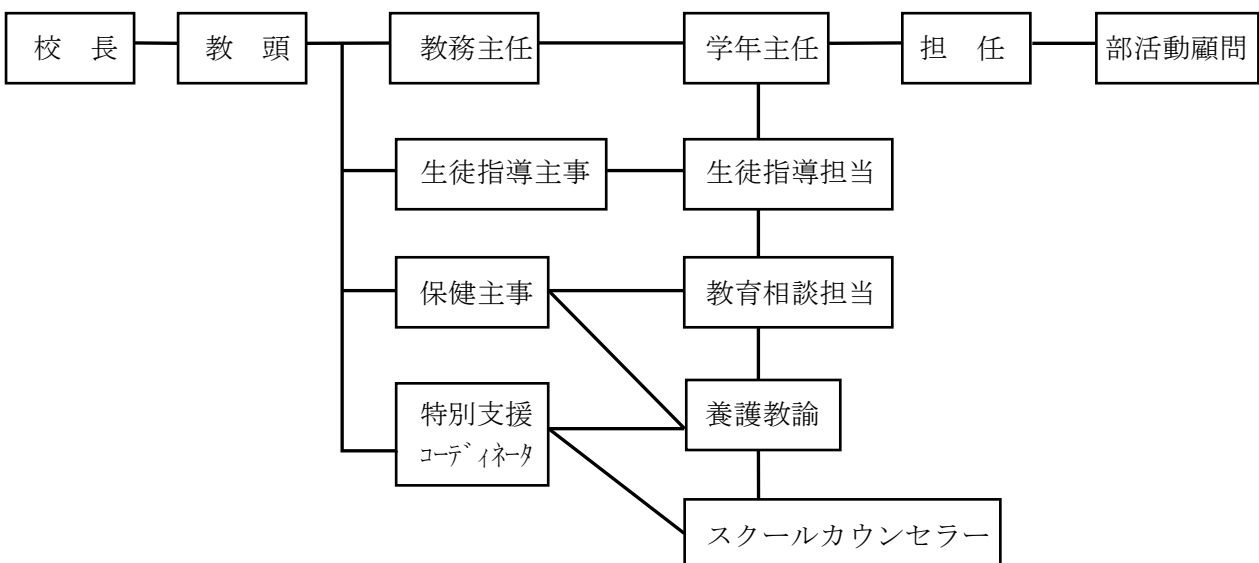
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談主任、学年主任、当該担任、特別支援コーディネーター、養護教諭（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

イ 指導・支援チーム

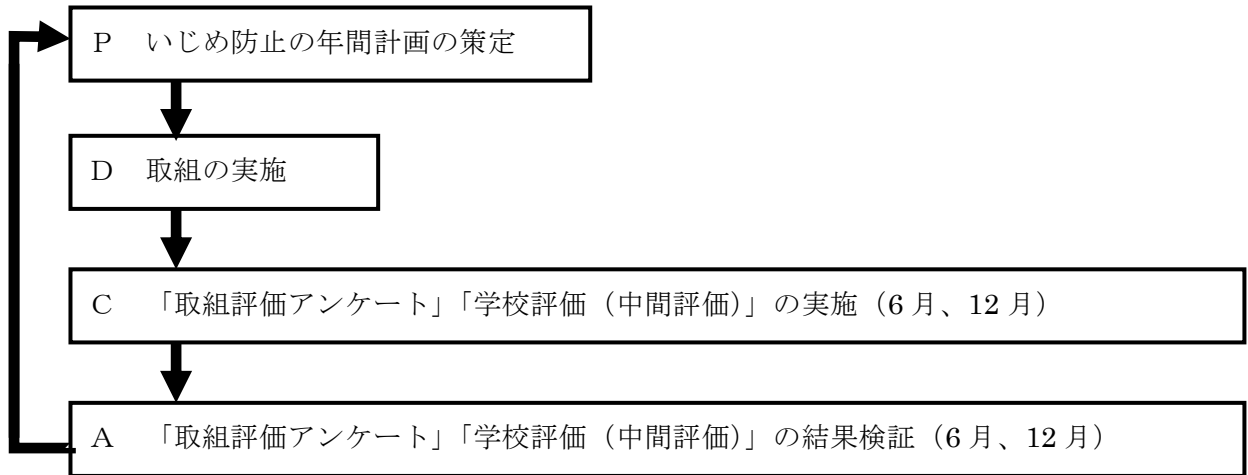
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



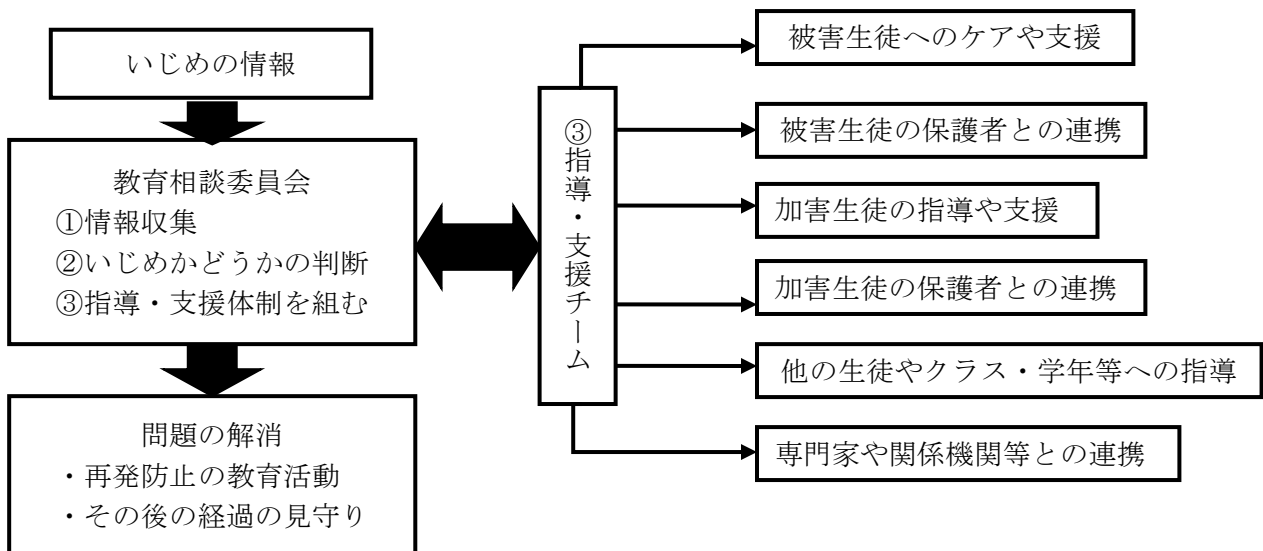
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年2回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

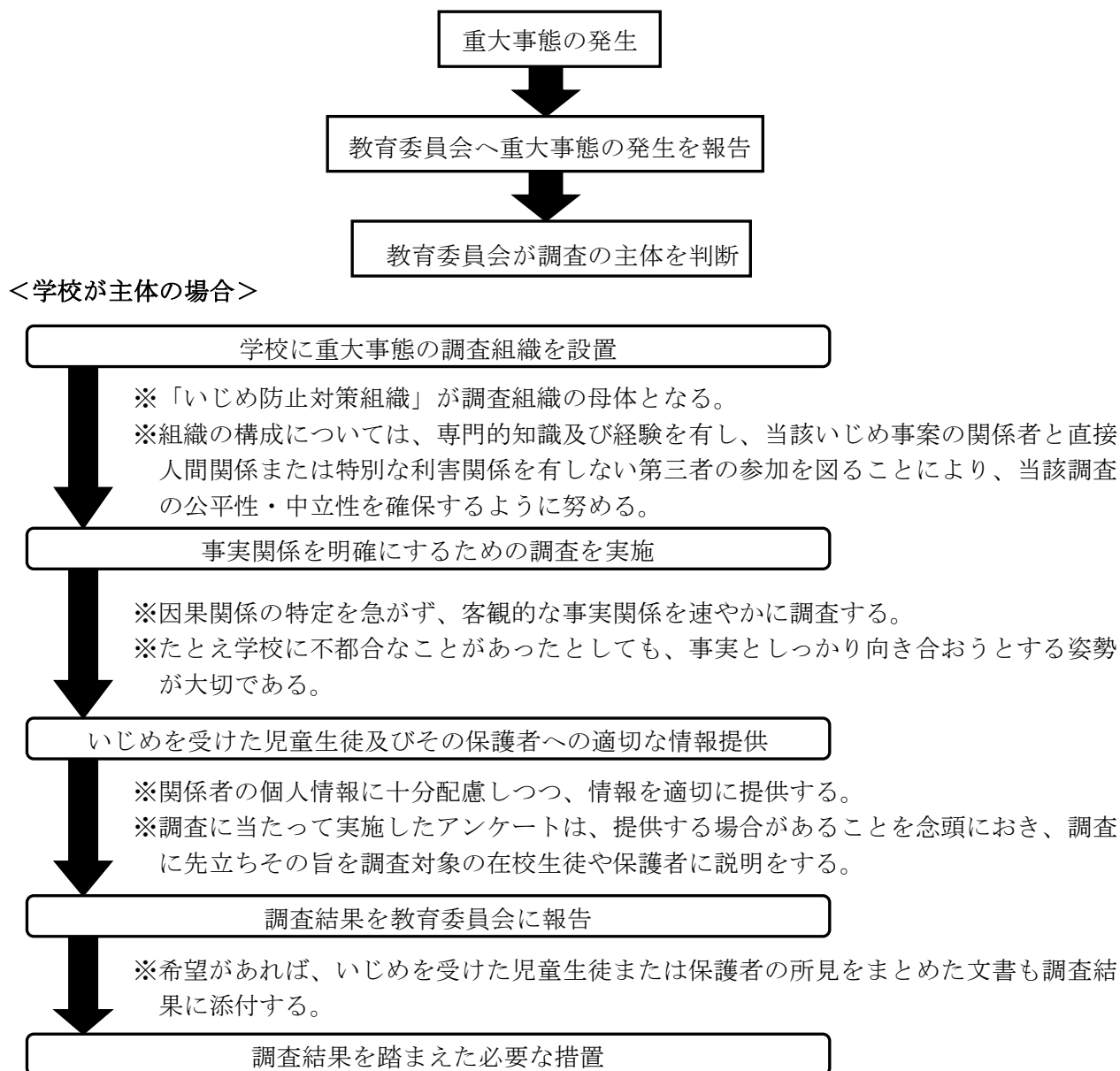
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」】より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2)いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。

(3)いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

	未然防止の取組	早期発見の取組	教育相談委員会の動き	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生オリエンテーション① ・面接週間【全】② ・相談室やスクールカウンセラーについて周知【全】③ ・保健だよりの発行（毎月）④ 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談ポスト設置の周知【全】①② ・健康観察の実施（毎日）③ ・保健調査の実施【全】④ ・新旧担任交流会⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談ポストへの申し出内容について検討（毎月） ・毎日の健康観察結果について集約（毎月） 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「進路だより」発行⑥ 			
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業【全】⑦ ・国際理解公演会⑧⑨ 			<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全指導⑩ ・公開授業⑪
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・努力を要する生徒への学習指導【全】⑫ ・情報モラル講話【全】⑬ 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会【全】⑭ 		<ul style="list-style-type: none"> ・清掃ボランティア活動⑮
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップの実施と福祉職場見学【全】⑯ ・「進路便り」発行⑰ ・オープンキャンパス参加⑱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路相談会⑲⑳ 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・面接週間【全】㉑ 			<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭バザー㉒

10月	・公開授業【全】 ^⑧	・人権アンケート【全】 ^⑩ ^⑪ ・学習・生活実態調査【全】 ^⑩ ^⑪ ^⑫ ・進路相談会 ^⑬ ^⑭	・「人権アンケート」の検証 ・現職教育 ^⑫	・交通安全指導 ^⑫
11月	・読書週間【全】 ^⑮ ・キャリアプランニング講座 ^① ^⑭		・いじめ・不登校対策委員会の開催	・公開授業 ^⑩
12月	・努力を要する生徒への学習指導【全】 ^⑩ ・情報モラル講話【全】 ^⑫ ・人権講話【全】 ^⑫	・保護者会【全】 ^⑮		・清掃ボランティア活動 ^⑮ ・学校保健委員会の開催 ^⑩
1月	・読書週間 ^① ^② ^⑮ ・国際理解公演会 ^② ^⑫			
2月	・言語活動の充実に関する授業実践報告 ^① ^② ^⑩ ・進路講演会 ^② ^⑭			・学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う
3月	・努力を要する生徒への学習指導 ^① ^② ^⑩ ・情報モラル講話 ^① ^② ^⑫		・学校関係者評価の結果を検証し「いじめ防止基本方針」の見直し	

⑩…教務部 ⑫…生徒指導部 ⑩…保健厚生部 ⑮…生徒会部

⑭…進路指導部 ⑮…学年会 ⑮…総務 ⑫…研修 ⑮…図書

【全】…全学年 ①…1年生 ②…2年生 ③…3年生